

2014年（平成26年）9月24日

和歌山県議会 議長 坂 本 登 様  
自由民主党和歌山県議団 御中  
改新クラブ 御中  
日本共産党和歌山県議団 御中  
公明党和歌山県議団 御中

9条ネットわかやま  
世話人代表 花 田 恵 子  
同 藤 井 幹 雄  
憲法9条を守る和歌山弁護士の会  
代表世話人 豊 田 泰 史  
同 藤 井 幹 雄  
同 山 崎 和 友  
自由法曹団和歌山支部  
支 部 長 由 良 登 信  
青年法律家協会和歌山支部  
支 部 長 岡 正 人

【申入書 送信元】

〒640-8142

和歌山市三番丁6番地 関西電電ビル4階

TEL：073-427-0852

FAX：073-427-0853

弁護士 金 原 徹 雄

「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書」提出を求める請願  
についての申入書

日頃、和歌山県民の福利厚生、県勢の発展等にご尽力いただき、まことにありがとうございます。

私たち4団体は、平和的生存権を始め、日本国憲法が国民に保障した基本的人権の擁護を念願とし、様々な活動を行ってまいりました。

ところが、現在開会中の和歌山県議会9月定例会において、標題の請願（以下「本請願」といいます）が受理され、総務委員会に付託されたことを知りました。本請願がそのまま採択され、本会議において和歌山県議会が請願の趣旨に沿った意見書（地方自治法99条）を議決するようなことがあれば、由々しき事態を招くことになると考え、本請願を拙速に採択することなく、伝えられるような内容の「意見書」を議決されぬよう、共同して申し入れます。

私たちが、本請願に反対する理由は以下のとおりです。

本請願は、「我が国を取り巻く東アジア情勢は、中国の軍拡による尖閣諸島への軍事的脅威の増大、北朝鮮による核ミサイル開発によって緊迫化しており、一刻の猶予も許されない事態に直面して」おり、「国内では家庭、教育、環境などの問題や、大規模災害等への対応が求められるようになっている」ので、「国権の最高機関として、国民から国政を付託されている国会は、国民に対して憲法規定の是非を自らが判断する国民投票の機会を一刻も早く与える責務がある」と結論付けています。

しかしながら、このような理由が、国会が憲法改正発議（憲法96条1項）を「しなければならない」理由になるとは到底考えられません。

前段の国際環境悪化論は、何の根拠も示さぬ決めつけに過ぎず、よしんばそのような情勢があったとしても、憲法を具体的にどのように改正することによってどのように国際環境が改善するのかという論証を抜きにした改正発議などあり得ぬ以上、全く意味をなしません。

後段の理由としてあげられた「家庭、教育、環境、大規模災害対応」についても、そもそも、現在の対応が不十分なのかどうか、仮に不十分な点があるのなら「法律改正」で対応できるのではないかという議論が欠落しており、どうして「憲法改正」の理由となるのか全く理解できません。

本請願が結論として主張する、国会は「国民に対して憲法規定の是非を自らが判断する国民投票の機会を一刻も早く与える責務がある」についても、没論理の極みです。

日本国憲法96条は、具体的個別の条項を修正する必要がある場合に、国会による改正発議、国民投票による承認という手続を経た上で、「この憲法と一体を成すものとして」（憲法96条2項）公布すべきこととされていることから明らかなおおりに、戦後改正を行っていないからとか、各種世論調査で改正に賛成の意見が一定数あるからなどという理由で、「憲法規定の是非を自らが判断する国民投票の機会」を与えるための改正発議など想定しておらず、あり得ないことです。

また、本請願は、地方自治法99条に基づく意見書の提出を求めるものですが、同条は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定しているに過ぎず、地方公共団体が憲法改正に関与することがあるとしても、投票手続等の事務的な領域に限定されており、何故、本請願が求めるような意見書が、「当該普通地方公共団体の公益に関する事件」ということになるのか理解できません。

さらに、私たちが最も重要だと考えるのは、憲法99条が定める憲法尊重擁護義務を、地方議会の議員の皆さんがしっかりと理解し、実践してくださっているのかどうかということです。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という憲法99条の規定は、言うまでもないことですが、地方議会の議員にも適用されます（そもそも、地方議会議員の身分自体、究極的には日本国憲法によって根拠付けられているのですから）。

本請願を採択し、本請願が求める意見書を議決するということは、明確に憲法99条に違反する行為であると私たちは確信します。

和歌山県議会の議員の皆さまが、県民からの負託に応え、憲法尊重擁護義務を遵守して、適切な判断をされることを信じ、共同して本申入書を提出致します。

以 上